

奈良県告示第四百八十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十八年三月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

川上村人知 (○〇三)	川上村人知 （○〇一） 急傾斜地崩 壊警戒区域	川上村人知 （○〇一） 急傾斜地崩	区域の名称 区 域	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	縦覧場所
次の平面図 のとおり		次の平面図 のとおり			
川上村人知 (○〇三)	区域 壊特別警戒	川上村人知 (○〇一) 急傾斜地崩	区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第四条に規定する衝撃に関する事項	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第四条に規定する衝撃に関する事項	
次の平面図 のとおり		次の平面図 のとおり			
とおり とおり 次の平面図の		とおり 次の平面図の			
及び川上村 土木事務所 奈良県吉野	務課 役場総務税 及川上村 土木事務所	奈良県吉野			

び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。